型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3330	キセキ　ED M—T190F	農耕トラクタ	キセキ　E 3CD	1.498	井関農機株式会社　愛媛県 松山市馬木町700番地
農3331	〃 キセキ　ED M—T191F	〃	キセキ　E 3CG	1.647	〃
農3332	〃 キセキ　ED M—T192F	〃	〃	〃	〃
農3333	〃 キセキ　ED M—T193F	〃	〃	〃	〃
農3334	〃 キセキ　ED M—T194F	〃	キセキ　E 4CG	2.197	〃
農3335	〃 キセキ　ED M—T195F	〃	キセキ　E 4DE	2.955	〃
農3336	〃 キセキ　KD N—T196F	〃	〃	〃	〃
農3337	〃 キセキ　KD N—T197F	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千二百七十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十五年十月七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十五年十二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3338	キセキ　T 204F	農耕トラクタ	キセキ　E 3CD	1.498	井関農機株式会社　愛媛県 松山市馬木町700番地
農3339	キセキ　T 205F	〃	キセキ　E 3112	1.123	〃
農3340	キセキ　T 206F	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千二百七十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、新潟トランシス株式会社から、製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があった。

平成二十五年十二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．変更する製作者等の住所

新

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

旧

東京都中央区八重洲二丁目9番7号

2．変更年月日

平成24年9月24日

○気象庁告示第十二号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十八日

気象庁長官　羽鳥　光彦

別表第四岩手県の項中「奥州市」の下に「、滝沢市」を加える。

別表第五岩手県の項中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年一月一日から施行する。

○防衛省告示第二百三十一号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十八日

防衛大臣　小野寺五典

信号符字	番号	名称	付与年月日
JSUJ	六〇六	はつしま	平成二十五年十二月六日

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第六号

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則を次のように定める。

平成二十五年十二月十八日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　視覚障害者等用データの視覚障害者等への送信（第六条―第八条）
第三章　視覚障害者等用データの図書館等への送信（第九条―第十二条）
第四章　学術文献録音テープ等の図書館等への貸出し等（第十三条―第二十一条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　国立国会図書館（以下「館」という。）が収集した視覚障害者等用データ（視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供するために作成された図書その他の図書館資料と同等の内容を有する情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を一般公衆又は図書館等に送信する場合の取扱い及び館が所蔵する学術文献録音テープ等（視覚障害者等の利用に供するために館がその所蔵する専門的な学術文献（第十七条において「学術文献」という。）を録音して作成した磁気テープ又は光ディスクをいう。以下同じ。）を図書館等に貸し出す場合の取扱いについては、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

（一般公衆で視覚障害者等用資料を利用することができる者）

第二条　一般公衆で視覚障害者等用データ及び学術文献録音テープ等（以下「視覚障害者等用資料」という。）を利用することができる者は、次に掲げる者であって、満十八歳以上のものとする。ただし、次に掲げる者が満十八歳未満であっても、館長が特に認める場合は、視覚障害者等用資料を利用することができる。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者

二　前号に掲げる者のほか、心身の障害その他の理由により視覚障害者等用資料の利用によらなければ図書その他の図書館資料の利用が困難であるとして館長が定める者

（視覚障害者等用資料の送信及び貸出しに係る業務の休止）

第三条　館長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、視覚障害者等用資料の送信及び貸出しに係る業務の一部又は全部を休止することができる。この場合においては、やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ公示するものとする。

（人権の侵害等により送信及び貸出しを制限する視覚障害者等用資料）

第四条　館長は、人権の侵害等により利用に供することが不適当と認められるためその利用を制限した図書その他の図書館資料に係る視覚障害者等用資料の送信及び貸出しを行わないものとし、又は当該視覚障害者等用資料の送信及び貸出しについて一定の条件を付することができる。

（この規則に違反した場合等の措置）

第五条　館長は、この規則その他館長が定める規定に違反した者、職員の指示に従わない者その他館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をした者に対し、視覚障害者等用資料の送信及び貸出しの一部又は全部を停止することができる。

第二章　視覚障害者等用データの視覚障害者等への送信

（登録）

第六条　視覚障害者等用データの送信を受けようとする者（第九条第一項に規定する図書館等を除く。）は、あらかじめ、館長が定めるところにより、申請書を直接に提出し、登録を受けなければならない。

2　館長は、前項の規定により提出された申請書を受理するに当たり、提出者の氏名、住所、年齢、第二条各号のいずれかに該当すること等を確認するものとし、その確認のため、提出者に対し、これらを証明するに足りる書類の提示又は提出を求めることができる。